

女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標： 有給休暇の取得率を70%以上とする。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 計画性のある有給休暇の取得に向けて、部署ごとに繁忙時期を把握し、管理職主導で有給休暇の積極的な取得を職員に促すとともに、管理職が率先して有給休暇を取得するよう定期的なアナウンスを行う。